

規制シート(様式)

190194901890001

平成28年12月26日

規制の名称	屋外広告物の表示等及び屋外広告物業に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	屋外広告物法(昭和24年法律第189号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局 公園緑地・景観課 課長 町田 誠
規制目的	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めること		
規制内容の概要	<p>都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。</p> <p>都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可がなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。</p> <p>都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとするすることができる。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<p>広告料収入の活用による公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理を促進するため、地方公共団体が条例を制定・改廃する際の参考となる「屋外広告物条例ガイドライン(案)」を改正し、屋外広告物規制の運用を弾力化した。(平成29年3月)。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>良質で地域の景観に調和した屋外広告物の表示・掲出を通じて地域の良好な景観の形成を促進することが重要であるとともに、近年、その所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が各地で見受けられるとともに、そのような屋外広告物が落下する事故が発生している状況を踏まえると、今後も引き続き当該規制を維持し、屋外広告物の適正化の推進を図る必要がある。なお、屋外広告物法に基づく規制については、地方公共団体が条例で定めることとされており、地域の実情に合わせた法の運用がなされている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		